

花巻市定住促進住宅条例の一部を改正する条例

可決

要旨…東和町安俵地内の六本木住宅について、旧教員住宅2棟2戸を定住促進住宅として活用しようとするもの

質疑

○質問…活用されていない教員住宅は石鳥谷や大迫にもあるが、その対応について伺う。

答弁…石鳥谷の教員住宅1戸については、先日公売募集し売却先が決定した。大迫の教員住宅については現在も空いている状態である。

賛否が分かれた議案および請願の審議結果

議案 84	花巻市立小中学校設置条例の一部を改正する条例
請願 3	「安心・安全で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについて
請願 4	緊急経済対策に消費税率5%への引き下げを求めることについて
請願 5	種苗法一部改正案の撤回を求めることについて

議員名	市民クラブ				明 和 会				花巻クラブ				平和環境 市民クラブ	日本共産党花巻 市議会議員団	会派に所属 しない				審議結果								
	横田 忍	佐藤 現	伊藤 盛幸	高橋 修	瀬川 義光	内館 桂	鎌田 幸也	佐藤 峰樹	盛岡 耕市	藤原 伸	伊藤 源康	藤原 晶幸	羽山 み子	佐藤 明	本館 憲一	近村 晴男	照井 省三	若柳 良明		阿部 一男	久保 田彰孝	照井 明子	櫻井 肇	菅原 ゆかり	藤井 幸介	大原 健	
議案 84	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	可決	
請願 3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不採択
請願 4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不採択
請願 5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不採択

○は賛成、●は反対。議長は表決に加わりません。

花巻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

可決

要旨…団員の定数および手当の額について所要の改正をするほか、団員の活動休止について定めようとするもの。

質疑

○質問…消防団員の定数を2,142人から1,850人にした理由について伺う。

答弁…平成18年の合併時に定数調整することなく合算したものであったので、実数と定員の乖離を是正し、団員の確保目標の枠を設けるために292人を削減した。

○質問…出動手当の額を1,800円から3,300円に引き上げた積算根拠について伺う。

答弁…火災の平均出動時間を約3時間半と積算し、市の会計年度職員の作業員の日当7,300円を時給に換算したものを根拠として算出した。この手当の額は県内1番となる。

花巻市営住宅等条例の一部を改正する条例

可決

要旨…空き住戸の有効活用のため入居者資格の要件を緩和するほか、一部を子育てに適した市営住宅として定めようとするもの。

質疑

○質問…将来的に廃止解体の方針である松園町中アパートに子育て世帯が入居を希望した場合の対応について伺う。

答弁…現在満室となっているが、今後空き室が出た場合は募集しないと考えている。

○質問…災害公営住宅の空き室を子育てに適した市営住宅とするものだが、入居期間を10年間とした理由について伺う。

答弁…子育てに適した住宅がより公平に利用されることを狙いとしており、生活設計をある程度たてることのできる期間が10年間と考えた。

令和2年度花巻市一般会計補正予算(第14号)

可決

要旨…新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した社会福祉施設等感染症対策支援事業、観光施設等感染症予防対策事業のほか、文化会館施設改修事業、7月27日から28日にかけての大雨洪水災害の災害復旧費等に係る歳入歳出予算の補正、繰越明許費および地方債の補正。歳入歳出にそれぞれ8億7,989万9千円を追加し、総額609億4,294万6千円とするもの。

質疑

○質問…文化会館の改修事業はまちづくり総合計画第3期中期プラン(素案)によると令和2年度は400万円、令和3年度には3億7,700万円計上されているが、今回の予算は前倒し措置か。

答弁…本年度の当初予算は設計分だけだったが、設計が終了したので来年度分の照明工事を前倒しで実施する。

○質問…花巻まつり代替イベント開催支援事業補助について伺う。

答弁…今年は祭りが軒並み中止になっている。鹿踊り、神楽、花巻ばやしの踊り等の発表の場もない。密にならない形で開催できないか現在協議中である。

地方税財源の確保を求める意見書を提出

9月24日の定例会最終日、総務常任委員会の内館桂委員長から意見書の提出について提案され、審議の結果、全会一致で可決しました。5つの要望が付された意見書を国の関係機関へ提出しました。

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。